

# 奈良県立商業高等学校 部活動に係る活動方針

令和5年4月1日

## 1 部活動の意義と目的

部活動は、自発的・自主的にスポーツや文化活動等を行うことにより、学校生活に豊かさをもたらすものである。また、生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、単に、知識・技術・競技力を向上させるだけでなく、多様な活動・経験を通して、人間的な成長をめざすことを目的とする。

本校では、教育活動全体を通じて、社会で通用する人材を育成するという目標達成のために、すべての生徒が活動することをめざす。

## 2 運営及び指導について

- (1) 年間並びに月間の活動計画を作成し、計画的な活動を行う。
- (2) 活動の前後だけでなく、活動中にも生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努めるとともに、生徒一人一人の心と体の状態等に応じた指導を心がける。
- (3) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (4) 保護者との連携を密に図り、活動に対する理解が得られるよう努める。
- (5) 「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識のもと、学校全体で体罰、パワーハラスメント等の根絶に向けた取組を推進する。

## 3 活動時間及び休養日等の設定について

### ○活動時間

- (1) 平日は2時間程度、休業日（長期休業を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に合理的かつ効率的な活動を行う。
- (2) 競技種目等の特性や公式試合・コンクール等との関連性などに配慮する必要があることから、学校長の許可を受けた場合に限り、弾力的に取り扱うことを可能とする。  
なお、その際は、生徒・保護者に十分な理解を得ることとする。

### ○休養日

- (1) 原則、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすることを基本とする。但し、土曜日及び日曜日に大会やコンクール等に参加した場合は他の日に振り替える。
- (2) 公式試合・コンクール等の開催期間との関係により、週当たり2日以上以上の休養日の設定が困難な場合は、年間を通じて104日以上以上の設定を目標とする。
- (3) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じる。

### ○その他

練習試合や大会等については、日程等を十分に考慮し、過度な負担とならないようにする。